

県指定無形文化財民族資料追加補校訂編
昭和四十二年十月八日発表（中間報告）

下間久里の獅子舞

（周辺の研究
由来其の他）

越谷市郷土研究会

会員

三原善太郎

序

さきくに再度にわたり考察を加えて内容の検討を試み出来る限り
真実に近いものをもと思つたが、今また中間報告に止まる事を残念
に思う。過ぐる(昭和四十二年五月十五日) 香取大明神祭礼の吉日(暮尾先生、木村館長
社教田先生、中西会員に同行の機を得て)資料提集縁起のヒントを得第二回(九月廿四日)終
の(中)再度訪問の結果 資料の関連事項を収録し中間報告として発
表するものである。結論は巻物公開後になるが了とされたい。

主なる事柄

1. 下向久里の中世記(永談から元禄慶)の頭緒状況 松崎駒次郎氏宅の古碑二基
2. 獅子舞伝承の三五〇年前後説
3. 京都新羅殿との関係・及び西取船社惣務係神田の会田伊右衛門寄進建立の社屋
4. 荒井家(新井家)大夫と行者関係 兩下無双角兵衛清の系圖稿
5. 現木主荒井藩一郎宅福古碑 行者荒井宗左衛門と本家吉文書関係
6. 菩提前安國寺過去帳による荒井家 吳也
7. 具祖 松崎家と中原家・藤田家・荒井家の役割相関性

石石各頂から丹戸(相渡)の新方家(不動院中心の行者一回家一様、石川民部等)宿坊による
関東修験道場の権威発展等が、相関性は亡べれりれない事が浮ぶの
で池石究明する必要がある。これ迄検討し得たのも偏に池元各位
特に荒井太夫公三郎氏並安國寺、新井隆一郎氏松崎駒次郎氏に深く
敬意と感謝とを捧ぐるものである。

目次

- 一、 県文化財指定当時の新井田三郎太夫論述について
- 二、 越谷市の史蹟と伝説」の内下間久里獅子舞関係記事について
- 三、 追浦校訂資料文庫について、
 - 1. 松崎前沢部氏敷居内の古碑二基 (永禄二丑から元禄庚辰の下間久里村落形成)
 - 2. 法印行者荒井家の古碑遺蹟一基 (本家古文書宛託状他 丹戸関係)
 - 3. 荒井三郎本家の兩下無双角兵衛清の茶箱と古文書 (太夫継承系譜概 要)
 - 4. 香取大明神の額 背函文字 (会田伊右衛門と荒井家)
- 四、 参考資料
 - 1. 武蔵風土記、越谷市の史蹟と伝説は図書館蔵書
 - 2. 劍土研究会祀所の印刷物各種 内 会田家資料、末田金剛院、安国寺、六村宗広山由緒着面書、大沢香取山光明院並香取神社々縁起同転記資料、大沢 氏研究 記録、拙稿獅子舞古文書考
 - 3. 行者縁起書(抄料) 岩田家文書
- 五、 其の他

※ 隈黒形文化財指定（昭和三十五年三月拾日）当所の木下新井勘三郎氏講述文章を中心にして伝説と由来を見て ↓ 獅子舞系譜の位置と横濱信濃村の直系か傍系か。時代と経緯など所明試案

※ 越谷市の古蹟と伝説（昭和三十四年度版）の内容に下間久里獅子舞に関する疑問点を挙げて所載を見る。その真偽は果して何れかと。其の機会を俟ったが。遂に到来と月と九日の二回以上前二回は自分の興味と関心とを喚起すると同時にかつて民族芸能を調査中得た資料とを以て比較すると若干の相異点を発見し、其の関連性を研究して見たいと云うのが目的であつた。

市社教関係者並郷土研究会にて資料を得て比較検討開始。フリント印刷し所見を記載した後再度と月十五日祭礼当日 東京初宮尾先主来市の初隨伴して其の助言を得て資料を搜集し調査兼討議九月廿四日彼岸の中日に本村郷長規勉案内を経て、周辺をまとめる機会を得て、に発表する。周辺は凡そ絶論を見出す事はごまそうだが、肝心な所が悉く未公開のため予説はごまさない。勿論結論が得られない。處って中間報告に過ぎない。敢えて周辺の研究端とするゆえんである。

結果的に兎て、此の研究がどれ程価値が有ったか。又価値判断の対象が文献のみ、重点が考える方、反論と否定に終るだらう。又一方現地の方々は迷惑だったと苦情が出るかも知れない。何れにしても其の衝に當つた私自身に帰着する。然し現地の未公開文書のため徒らな無駄があり訂正削除の餘裕を得なかつた事を残念に思う。諸資料検討の上関連事項の整理が本稿に於て、既刊印刷物にも影響する箇所も在るので了解してほしいとおもつてゐる。更に新しい事実の発見によつて修正追加の早からんことを切望する。

※ 下間久里に関する限り秘巻の公開なき限り凡そ従前終るだらうと思ふのみ。

一 下面久里の獅子舞の由来と伝説について

八 この舞は三五〇年前……云々

この仮定に立つて眞疑を資料に依つて検討するに、当らずとも遠からずと思われる。今その時代とその背影とを考察し、郷土下面久里邑の状況を推察して見よう。

慶長一七年 一六一二年 徳川家康の所領となりて二十二年目になる。家康の農民政策も浸透して

一八〇年 一六一三 幕府の政治に反抗する者も関東方には少く、財政維持の税制も確立した

一九九年 一六一四 頃で、地方有力者への没収割振りも一応成つた頃である。

元和元年 一六一五 次に下面久里邑はその住民の大部分は、永縁五間川田原城主北系家が

二〇年 一六一六 関東管領上杉家連合軍と対立した頃、陸奥伊達正宗及相馬軍と越中一向

三〇年 一六一七 一揆の連合軍を配下とする一軍の進駐せしめ自らの武將と共に居住を許

四〇年 一六一八 した総領としたが天正十八年秀吉に亡されて武州新方領として家康に与

五〇年 一六一九 えられた土地で、敗軍の北系一族及連合軍將士の酷戮者（帰農者）が附

六〇年 一六二〇 居し部落を形成したそれが漸く安定した生活が鎮守神中心に氏子も出来

七〇年 一六二一 ずれに獅子舞を初請しれたことが推定される。

必 京師紫宸殿より継承したと……云々

これと関連する事項は、越谷町会田家出身の尊慶大和尚が兼任した場合の争及新方家の不動院宿坊が関係した場合である。前者は新義権真言宗智山派智積院、末田金剛院並千葉成田山新勝寺が密接な離にある高僧であるし、池方新方領不動院が石川民部なる石田民部一族とすれば、其の賜等は、大政官八君の民政懸懐の重賂で九一人もの没入で構成され、京師紫宸殿に直結し得る。この両者と荒井法印行着が関係ある事は、早治山田京師大藏民部両向と勧誦し得る。此所に会田家一族の新井又兵衛は浮び上る。

下向又里臣

詳細は後記に用づるとしても（頁参照）あながち根柢が無いとは言えない。武部殿と紫宸殿、大輔殿と宇治田田の關係で成立する。只神樂の精神と形式面でその表現を獅子舞におく条件で了解事項を以つて家康の帰依深き智積寺普賢（推正）大和尚と不勒院大僧都との冥盟事項で地方の権威深措に秘秘取扱ひとした事も伝承にある目がのびれるにちがひあるかも知れる。原因は会田家同門の権威正尊慶と新井又兵衛一族の新井をばいかり荒井角兵衛なる庶双角兵衛の縁を付したものが。格式と権威が結び秘秘が時代の所産か云々。如上の観点から 時代は武藏國埼玉縣新方領となつてからで下総國でなくなつた新方若狭母以後であることは確実である。が然し系譜の上から見れば異例のことで前出上野往人大蔵三郎のいささつも一考を要する。爾後同じ上野往入藤本坊常慶によつて獅子舞の表現形式を承継ぎ格式と権威を紫宸殿に勧請したのかも知れない。獅子舞は常慶で後に紹介者会田（尊慶）氏の方が大蔵三郎系の京都直通となりたのかも知れない。而し武藏國の正統派は横瀬信濃守とある以上これとの關係も検討すべきである。所で横瀬の名は徳川家康の御名代として日光東照宮に名刀奉納のため代参した前田伊豆守の書状（代参報告文）の中に、予一名の中の予六番目に横瀬河守の名がある。前田伊豆守と目格以上の家康側近者であつた事だけが判する。この家柄とすれば寺社奉行位は勤めたかも知れない。詳細を知るため埼玉大学が野放櫻に紹介してある。この人を通じた継承者ではない様にも思われる。而し山形市石山文書の常陸國に伝つた獅子舞の庶双角兵衛獅子との關係性は失われぬことになり「雨下」と「天下」の二文字を分つて究したものかも知れない。今一度新井又兵衛寺新井角兵衛が子息新行征門事と之助（元禄八年五月没が荒井家の祖先と解すれば紫宸殿継承は成立する）。

永録から天正十八年止は北条氏房氏邦を領主とする 下總國時代 会田家 新井家はこれに属す。

天正十八年以後秀吉の勝利により家康に与えられ武藏國新方領となる。（藤田家は豊臣の残党部也）

永録廣北条方の連合軍たりし奥州（福島県）守邊家の臣たりし 松崎家

松崎家一族の中原家、その中に法印、神官、医師、新井家の法印など村の指導者層として居住せし地

二、越谷市の史蹟と伝説について

この獅子舞は現香取社には関係はない；云々 これは誤りではないかと思つ。

これは誤りである」とすべきである。今その例証をあげて考察を加えよう。去る七月十五日祭日の当日 東京宮尾しげを先生お出の節とて御取言を得て 香取神社に揚げた額の背面文字に注目し文に曰く

背面

従文化十三^己子年再建

千時宝永子歳 越谷町 会田伊右衛門 江戸大門通三河屋平兵衛

奉納神事寄諸願成就

二月 吉祥日

吾語人 下間久里邑

新井平右衛門

正面 関彦印

香取大明神

ハヤシ

注 関彦別 文面不詳

大字 隸体なり

北堂 草体 落款は一宮禰直と判読される。

筆者は 千葉県佐原市一宮禰直北堂と号する方と見る。香取神宮の神官であろう。この直筆を得るに先ず少神奉安の神殿修築記念の特別揮毫と見る。吾語人は新井平右衛門であるが 創建当時の宝永子年の会田伊右衛門について調査の結果 家を継いだ翌年四二才に松祝に寄進したものと想われる。

年譜参照

寛文六年	天六六〇	伊右衛門	元禄七年	天九四〇	享保七年	一七二一
丙午		生る	ハ	一八九五	ハ	一七三二
七年	天六六〇		九	天九六〇	九	一七三三
八年	天六六二		十	天九七〇	一〇	一七三四
九年	天六六三		十一	天九八〇	十一	一七三五
十年	天六七〇		十二	天九八八	十二	一七三五
十一	天七一五					五

香取大押神由來不詳なれど社屋再建の年代を逆算推定して、明示された年号をたどれば吾語入新井平徳内代 文化十三年(一〇八一年)前 更に会田伊右工門建文の年号(室永^成五年^成の八年即ち二五九年前)に当り文化十三年迄一四一年経過したことになる。仮に慶長一七年(六一二年)から元和三年頃(六一七年)が下間久里邑が安定生活できる頃とすれば三五五年前(三五〇年前)となる。この頃の時代背景は、家康の所領となつて二十二年経過し、家康の農民政策も一般にゆきわたたり、藩政落士も反叛の色なく、村落も只平穩を願ひ 家康又土地の有方者功勞者を起用し、役付役割の果した頃と推定される。

下間久里の藩政者の多くは 永祿の頃北条氏猛下の一族(勝利者側)の定任が先驅をなし、これに組した奥州伊達家と相馬家の幕下並北条直系の下臣と見られる。更に一向一揆の介入等があるが天正十八年秀吉の為北条とびて家康所有になつて下総國をまいて武藏國となり その中心は新方家に移つた。之が向畑の陣屋(舟戸(細渡))との關係が深まり、藤田家はこの頃の転住と見られる。それで現在の例を見れば先ず新井家は——北条方直系 会田家同族の荒井と見られる。更に神明下にも關係あると思はれる。

松崎家は——奥州伊達家所屬の北条方への協力者 その公系圖が中根家などで 藤田家は——新方領整理に當る若狭守の幕下で旧北条家に属し、下間久里にも天正以後居住せし者と想ひ、この推定は古文書新井家菩提寺過去帳、会田家資料、女子村宗山資料、未田村金剛院、武藏風土記、越谷氏の古蹟と伝説の關係を整理發見的考察を加えたものである。

当地元 松崎駒次郎氏屋敷の古碑は此後当該地区の草分けとして且武將の無常觀に文つ現れである。且つ配下柱石の安穩を祀る三尊は部族民への思いやりでもある。子孫も部族指導の役割として医師及神主などがそれを物語るが、藤田家は庄屋たりし申來り藤田新左工門平信吉の一族として新方家に必要な家柄と思われ新方領の派遣者が四散して一族の將で家康方にも順応し信任を得た定住者と評される。以上考察加えて本に、本筋の獅子舞であるが慶長十七年から元和の初期と見てあやまりはなさそうである。只京都の紫宸殿との關係は香取神社建立以後、元禄六年からは密接な關係の上に立つている事を頼及野田の古

文書が証明している。即元禄六年七月若宮入齋と香取大明神は同時日に荒井平安衛事俗名大之助事にて知りれる。その妻夫法印の死後尼となつて智尊禪尼へ元禄十二年十一月六日入寂すと靈位牌に見えらる。

荒井家資料により左記事項が解明される。

一、鈔物「雨下無双角兵衛清」の銘あるは

安國寺過去帳より文化二年五月十日入寂の法印
荒井新右エ門の碑「清善辨弘信末代の自筆の蹟

絵の筆看下方に黒痕あれど判読できず。写真焼付後発見した故此後にゆづる。
雨下とあるが アメは雨にあらずして「天」のアメと解したい。理由は言葉によつて伝えられたものを漢字に当てたもので世意はないものと思ふ。絵の中の角の部にも金文字で雨下無双角兵衛と書かれてある。表装は裨じ裏面の上部に明治四年未六月十五日、側に雨下無双角兵衛、その下部に住居と書善者氏名がある。武州埼玉郡新方領下向久里程、荒井新右衛門とあり 従来書かれてあつたに取リ付けてある。

二、免許状の古文書について

荒井家本家所蔵 九月廿四日三原邦夫撮影 木村館長当主三浦氏隣席

この古文書は 行者系統を採す只一つの物件である。只時間短くしてその先は此後に譲る。
此所で云えることは 分家規木夫荒井勝一前宅隣に在る古碑（中西氏振影七月十五日）の荒井宗右衛門と同一人である。天明四年辰三月建立時は法印ではあつたが襲名前の宗右衛門を同年八月初段免許を得て新石衛門となつたことを物語るものである。（一七八四年で 一八三三年前のもの也）

この碑「荒井勝一前宅隣」とこの文書

荒井三郎氏蔵談話（再調査九月廿四日）は大夫系譜を
蔵取のわし時発見（三原解就責任者）

語る唯一のものとならう。保存亦その旨記録とすることが先決である。
以上雨春の関係を見て「老林舎 曉焉」の石は果して「何処に在つたのか。そしてその素柱はと追究

無双角兵衛継承者 代々荒井新右衛門

上野藤本坊常慶一武州横瀬信濃守一荒井新右衛門

第一古大之助(新右衛門) 安国寺位碑による。

- 一代 大之助
- 二 七之助
- 三 彌真堂鹿番自信士
- 四 正譽桜現信士
- 五 荒井新右工門(泉右衛門)
- 六 清譽辨弘信士
- 七 彌譽了照信士
- 八 充譽暢達信士
- 九 欠
- 十 柳岸田貞信士
- 十一 安譽徳穂信士
- 十二 察譽理秋信士
- 十三 新井新三郎
- 十四 新右工門
- 十五 新井孝八
- 十六 中原長次郎
- 十七 松崎道次郎
- 十八 金子源次郎

- 十九 平 順之助
- 二十 新井勘三郎
- 二十一 荒井勝一朗

以上

註 荒井家が新井家かの内縁 新井は北条幕下のようである。

元來 新井家の出であるが下向久里越往頃は新井をばぐかい荒井としたるものである。中途に新井とも阿良井とも書いたのが古文書に散見する。

※ 行着 法取について

行着は殺ちの行着に始まり(奈良朝徳州戸徳山にて前行断食して)修験道場となし後出羽国羽黒山月山湯殿山金峯山鳥海山を経て大和に帰る。祭神は大日如来觀世音菩薩、不動尊毘吉尼夫及び大黒天で持物は法界果である。

※ 平安時代に弘法大師が高野山紀州熊野山に結びつき一向上人と一區上人により大衆佛教普及と同時に浄土系一向宗等にながる鎌倉時代はこの大衆佛教を政策浸透の具となす。六部様の全国廻遊六十六部也。大日如来の御示現と称し、実は頼朝の義経、死

兜袴りである。以下六十六部縁起書抜粋を参考にせられたい。

縁起書は山形市飯塚町岩田町建氏所藏（昭和廿八年八月）天武天皇降代三十三ヶ國としたは行基菩薩の願を入れて池の水國を加えて六十六ヶ國となすと。こゝに六部なる尚書書が出た。故六十余州の言亦尙各國と奉新祭神次の如し。 額朝天下を平らげ夏を指し許産す。

畿内 五ヶ國 五聖如来

中国十大ヶ國 十大善神と十大菩薩

四東 八ヶ國 胎藏界八葉の曼陀羅

流紫 九ヶ國 金剛界九会の曼陀羅

四國 四ヶ國 夢圓夜回增長広目

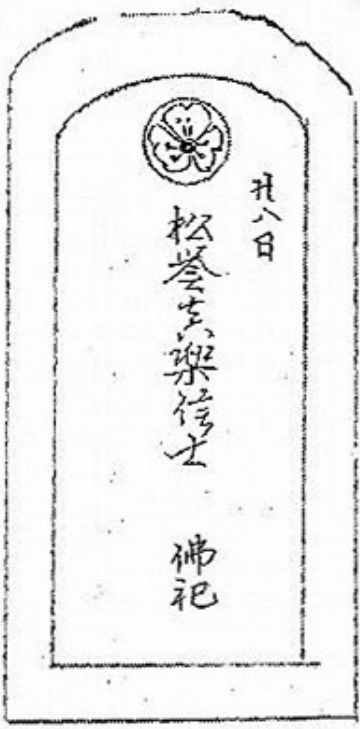
南境 六ヶ國 大 観 音

東海十五ヶ國 兼天と十五童子

北界 七ヶ國 過去と佛

三島には佛法僧の三宝

松崎別次頭氏之先祖 紋章「かほみ」



側面

興州塔士下向久里邑

松崎東左衛門

背面 文曰

天明五年 赤崎之灵

二月廿八日

御経疏殿の甘那

備産之旦那

本願主彌朝彦共拾六人也 内廣縁聖人二人有則時正坊

今北条四郎藤江守時政是也 同盟衆時坊 一紙半紙之

因縁御進聖 今為侍總司権限平之景時是也。

逆縁聖者有十三人

一番看 源大將太夫判冒源九郎義経現じ給ふ。義経坊

二番看 今之問處十郎權守兼芳也 兼廣坊

三番看 今之武藏坊兼藤是也 武藏坊

以下十六番看重清坊 今之龜井六郎重清是也と。

下向久里を語る碑

